

平成29年度南大隅町議会定例会4月会議 会議録（第1号）

招集年月日 平成29年 4月 27日
招集の場所 南大隅町議会議事堂
開 会 平成29年 4月 27日 午前10時00分

開 議 平成29年 4月 27日 午前10時00分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	9番 持留 秋男 君	13番 大村 明雄 君

不応招議員 な し
出席議員 全 員
欠席議員 な し

会議録署名議員 : (3番)津崎 淳子 君 (5番)後藤 道子 君

職務のための出席者 : (議会事務局長)濱川 和弘 君 (書記)立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	介護福祉課長	山本 圭一 君
副町長	白川 順二 君	経済課長	川元 俊朗 君
教育長	山崎 洋一 君	教育振興課長	馬見塚 大助 君
総務課長	相羽 康德 君	税務課長	下園 敬二 君
支所長	山野 良慈 君	建設課長	上之園 健三 君
会計管理者	畦地 耕一郎 君	町民保健課長	田中 輝政 君
企画課長	尾辻 正美 君	総務課課長補佐	熊之細 等 君
観光課長	打越 昌子 君	総務課財政係長	石畑 光紀 君

議 事 日 程 : 別紙のとおり
会議に付した事件 : 議事日程のとおり
議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成29年 4月 27日 午後 2時 17分

議 事 日 程

第 1 号

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙

追加日程第 1

- 追加日程第 1 議席の一部変更について

第 1 号の追加 1

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の氏名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 審議期間の決定
- 日程第 5 副議長の選挙について
- 日程第 6 常任委員の選任について
- 日程第 7 議会運営委員の選任について
- 日程第 8 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第 9 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第 10 南大隅衛生管理組合議会議員の選挙
- 日程第 11 議案第 1 号 「請負契約（社会資本整備総合交付金事業（27-A121）第二岩崎隧道補修工事）の締結について」の議決の一部変更について
- 日程第 12 議案第 2 号 平成 29 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 議案第 3 号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件
- 日程第 14 同意第 1 号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件
- 日程第 15 同意第 2 号 監査委員の選任について同意を求める件
- 日程第 16 議員の派遣について

議会事務局長（濱川和弘君）

議会事務局長の濱川です。

本定例会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の日高孝壽議員をご紹介申し上げます。

（ 年長の議員 日高孝壽君 議長席に着く ）

臨時議長（日高孝壽君）

ただいま紹介されました日高孝壽です。

地方自治法の規定によって臨時に議長の職務を行います。

よろしく申し上げます。

▼ 開 議

臨時議長（日高孝壽君）

ただいまから平成29年度南大隅町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号により取り進めます。

▼ 日程第1 仮議席の指定

臨時議長（日高孝壽君）

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席のとおりとします。

▼ 日程第2 議長の選挙

臨時議長（日高孝壽君）

日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（ 議 場 を 閉 め る ）

臨時議長（日高孝壽君）

ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第28条第2項の規定によって、立会人に1番 浪瀬敦郎君、2番 松元勇治君を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

念の為に申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙の配布)

臨時議長（日高孝壽君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」という者あり

臨時議長（日高孝壽君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

臨時議長（日高孝壽君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(点呼)

議会事務局長（濱川和弘君）

1番 浪瀬敦郎議員 2番 松元勇治議員 3番 津崎淳子議員 5番 後藤道子議員
6番 水谷俊一議員 8番 大坪満寿子議員 9番 川原拓郎議員 10番 大久保孝司
議員 11番 木佐貫徳和議員 12番 持留秋男議員 13番 大村明雄議員

最後に、臨時議長 日高孝壽議員に投票頂きます。

(投票)

臨時議長（日高孝壽君）

投票漏れはありませんか。

「なし」という者あり

臨時議長（日高孝壽君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。
浪瀬敦郎君及び松元勇治君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

臨時議長（日高孝壽君）

選挙の結果を報告します。
投票総数 12 票。有効投票 12 票。
有効投票のうち、大村明雄君 8 票。水谷俊一君 3 票。大久保孝司君 1 票。
以上のとおりです。
この選挙の法定得票は、3 票です。
したがって、大村明雄君が議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

(議 場 を 開 く)

臨時議長（日高孝壽君）

ただいま議長に当選されました大村明雄君が議場におられます。
会議規則第 29 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。
当選人の発言を求めます。

[議 長 大 村 明 雄 君 登 壇]

議長（大村明雄君）

ただいま皆様方の温かい御推挙により、議長という要職、そして重責を担うことになりました大村でございます。
今後は、議員各位の皆様と一緒に、町政発展、そして住民福祉の向上と、一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、就任の挨拶といたします。

臨時議長（日高孝壽君）

大村議長、議長席にお着き願います。
これで、臨時議長の職務は全部終了しました。
ご協力ありがとうございました。
休憩します。

10 : 16
～
10 : 17

(追加日程配付)

(大村議長 議長席に着く)

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き再開します。

これからの議事日程はお手元に配付しました追加日程のとおりであります。

▼ 日程第1 議席の指定

議長（大村明雄君）

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

▼ 日程第2 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、3番 津崎淳子さん、5番 後藤道子さんを指名します。

▼ 日程第3 会期の決定

議長（大村明雄君）

日程第3 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、南大隅町議会定例会の回数に関する条例第3条の規定によって、本日から平成30年3月31日までの339日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

よって定例会の会期は、本日から平成30年3月31日までの339日間に決定しました。

▼ 日程第4 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第4 審議期間の決定の件を議題とします。

4月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

議長（大村明雄君）

したがって、4月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

▼ 日程第5 副議長の選挙

議長（大村明雄君）

日程第5 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（ 議 場 を 閉 め る ）

議長（大村明雄君）

ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名を行います。

立会人に6番 水谷俊一君、及び、7番 日高孝壽君を指名します。

それでは投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

（ 投 票 用 紙 の 配 布 ）

議長（大村明雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（ 投票箱の点検 ）

議長（大村明雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（ 点 呼 ）

事務局長（濱川和弘君）

1 番 浪瀬敦郎議員 2 番 松元勇治議員 3 番 津崎淳子議員 5 番 後藤道子議員
6 番 水谷俊一議員 7 番 日高孝壽議員 8 番 大坪満寿子議員 9 番 川原拓郎議員
10 番 大久保孝司議員 11 番 木佐貫徳和議員 12 番 持留秋男議員
最後に、大村明雄議長に投票頂きます。

（ 投 票 ）

議長（大村明雄君）

投票漏れはありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

水谷俊一君、日高孝壽君開票の立ち会いをお願いします。

（ 開 票 ）

議長（大村明雄君）

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、川原拓郎君8票、大久保孝司君3票、水谷俊一君1票。

以上のおおりのとおりです。

この選挙の法定得票は3票です。

したがって、川原拓郎君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（ 議場を開く ）

議長（大村明雄君）

ただいま副議長に当選されました川原拓郎君が議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

[副議長 川原 拓郎 君 登壇]

副議長（川原拓郎君）

ただいま副議長選挙におきまして副議長に当選しました川原拓郎でございます。
町民の負託に応えるよう勉学研鑽を積み、一生懸命努力する覚悟でございます。
また、議長事故あるときはしっかりと議長を支えて参ります。
議員各位のご協力ご指導をよろしくお願いいたしまして、当選の挨拶といたします。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10 : 31
～
10 : 32

(追加日程配付 (議席変更))

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます
お諮りします。

議長、副議長選挙に伴う、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第1として直ちに
議題としたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

▼ 追加日程第1 議席の一部変更

議長（大村明雄君）

議席の一部変更を行います。
今回、議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を
変更します。
9番 川原拓郎君の議席を、12番 持留秋男君とそれぞれ変更します。
それではただいま指定しました議席にそれぞれお着き願います。
暫時休憩します。

10 : 33
～
10 : 34

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

▼ 日程第6 常任委員の選任

議長（大村明雄君）

日程第6 常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって議長が会議に諮って指名することになっています。

よって議長としては、議員諸君から一応希望を取り、これに基づいて、地域性、定数関係ともならみ合わせ調整し、まず、総務民生常任委員会と教育産業常任委員会の構成を決定し、その後、広報広聴常任委員会委員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

暫時休憩します。

10 : 35 (常任委員の選任協議)
～
10 : 48 (常任委員会構成表作成・配付)

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

お諮りします。

総務民生、教育産業、両常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって総務民生、教育産業、両常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、総務民生、教育産業、両常任委員会の委員長及び副委員長の互選をして頂きます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、それぞれの委員会において互選することになっており、さらに、第10条第1項の規定によって委員長、副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これから総務民生、教育産業、両常任委員会の委員長、副委員長の互選をして頂きたいと思えます。

場所を総務民生常任委員会は、全員協議会室、教育産業常任委員会は、第1委員会室と定め、直ちに招集します。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。

暫時休憩します。

10 : 50
～
11 : 06

(広報広聴常任委員会構成表作成・配付)

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

総務民生、教育産業、両常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

総務民生常任委員会 委員長に、持留秋男君、副委員長に大久保孝司君。

教育産業常任委員会 委員長に、松元勇治君、副委員長に浪瀬敦郎君

以上のとおりであります。

次に広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっており、さらに、第10条第1項の規定によって、委員長、副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これから広報広聴常任委員会の委員長、副委員長を互選して頂きたいと思えます。

直ちに、広報広聴常任委員会を全員協議会室に招集します。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっております。

暫時休憩します。

11:08
～
11:16

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に水谷俊一君、副委員長に木佐貫徳和君。

以上のとおりであります。

暫時休憩します。

11:17	（議会運営委員の選任協議）
～	
11:17	（構成表作成・配付）

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

▼ 日程第7 議会運営委員の選任

議長（大村明雄君）

日程第7 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によって、川原拓郎持留秋男君、大久保孝司君、松元勇治君、浪瀬敦郎君、水谷俊一君、木佐貫徳和君

以上のとおり選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はただいま選任した名簿のとおりとすることに決定しました。

これより委員会条例第9条第2項の規定によって、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

さらに、同条例第10条第1項の規定によって委員会の場所を全員協議会室と定めます。
なお、同条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっています。
休憩します。

11:19
～
11:34

(議会運営委員会)

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長が次のとおり決定したと、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に持留秋男君、副委員長に松元勇治君。

以上のとおりであります。

▼ 日程第8 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙

議長（大村明雄君）

日程第8 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙を行います。

この組合の議会議員は、同組規約第6条第2項の規定によって、本町議会からは2人を選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に、川原拓郎君、浪瀬敦郎君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、川原拓郎君、浪瀬敦郎君を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました川原拓郎君、浪瀬敦郎君が大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました川原卓郎君、浪瀬敦郎君が議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって当選の告知をします。

川原拓郎君、浪瀬敦郎君 当選承諾及び挨拶をお願いします。

〔 議員 川原 拓郎 君 登壇 〕

12番（川原拓郎君）

ただいま指名推薦により、議員各位から賛同いただき大隅肝属広域事務組合議会議員として大役を引受けることになりました。

微力ではありますが、町民の負託に応えるべく誠心誠意頑張る所存でありますので、各位のご指導、ご協力をお願いしまして、承諾のあいさつといたします。

〔 議員 浪瀬 敦郎 君 登壇 〕

1番（浪瀬敦郎君）

お疲れ様でございます。

私もただいま指名推薦により、議員各位から賛同いただき大隅肝属広域事務組合議会議員として大役を引受けることになりました。

微力ではありますが、町民の負託に応えるべく誠心誠意頑張る所存でありますので、各位のご指導、ご協力をよろしく願いまして承諾のあいさつといたします。

▼ 日程第9 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙

議長（大村明雄君）

日程第9 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙を行います。

この組合の議会議員は同組合規約第5条第2項の規定によって、本町議会からは2人を選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

大隅肝属地区消防組合議会議員に大久保孝司君、木佐貫徳和君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました大久保孝司君、木佐貫徳和君を大隅肝属地区消防組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大久保孝司君、木佐貫徳和君が大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました大久保孝司君、木佐貫徳和君が議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をします。

大久保孝司君、木佐貫徳和君、当選承諾及び挨拶をお願いします。

〔 議員 大久保 孝司 君 登壇 〕

10番（大久保孝司君）

ただいま指名推薦により当選いたしました、大隅肝属地区消防組合議会議員として一生懸命頑張る所存でございます。

大久保孝司です。

どうか皆様のご協力ご指導をよろしくお願いいたします。

〔 議員 木佐貫 徳和 君 登壇 〕

11番（木佐貫徳和君）

同じく指名推薦によりまして議員各位から賛同いただき、大隅肝属地区消防組合議会議員として、大役を引き受けることとなりました。

微力ではありますが、町民の負託に応えるべく、誠心誠意頑張る所存でありますので、各位のご指導ご協力をお願いしまして、承諾のあいさつといたします。

▼ 日程第10 南大隅衛生管理組合議会議員の選挙

議長（大村明雄君）

日程第10 南大隅衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

この組合の議会議員は、同組規約第5条第2項の規定により、本町議会からは3人を選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

南大隅衛生管理組合議会議員に、津崎淳子さん、後藤道子さん、大坪満寿子さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、津崎淳子さん、後藤道子さん、大坪満寿子さんを南大隅衛生管理組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました、津崎淳子さん、後藤道子さん、大坪満寿子さんが、南大隅衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま南大隅衛生管理組合議会議員に当選されました津崎淳子さん、後藤道子さん、大坪満寿子さんが議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をします。

津崎淳子さん、後藤道子さん、大坪満寿子さん、当選承諾及びあいさつをお願いします。

[議員 津崎 淳子 君 登壇]

3番（津崎淳子君）

ただいま指名推薦により議員各位から賛同いただき、南大隅衛生管理組合議会議員として大役を引受けることになりました。

微力ではありますが、町民の負託に応えるべく誠心誠意頑張る所存でありますので、各位のご指導、ご協力をお願いしまして、承諾の挨拶とします。

[議員 後藤 道子 君 登壇]

5番（後藤道子君）

ただいま指名推薦により議員各位から賛同いただき、南大隅衛生管理組合議会議員として大役を引受けることになりました。

誠心誠意努めてまいります。

議員各位のご協力をお願いし、承諾のあいさつといたします。

[議員 大坪 満寿子 君 登壇]

8番（大坪満寿子君）

ただいま指名推薦により、議員各位から賛同をいただき、南大隅衛生管理組合議会議員として、大役を引受けることとなりました。

微力ではありますが、町民の負託に応えるべく、誠心誠意頑張る所存でありますので、各位のご指導、ご協力をお願いいたしまして、承諾の挨拶とさせていただきます。

議長（大村明雄君）

休憩します。

執行部を呼びます。

11 : 45
～
13 : 00

(執 行 部 議 場 へ)

13:00

～

13:23

(執行部自己紹介・議会自己紹介)

13:23

～

14:00

(全 員 協 議 会)

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

▼ 日程第11 議案第1号「請負契約（社会資本整備総合交付金事業（27-A121）第2岩崎隧道補修工事）の締結について」の議決の一部変更について

議長（大村明雄君）

議案第1号「請負契約（社会資本整備総合交付金事業（27-A121）第2岩崎隧道補修工事）の締結について」の議決の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第1号は、「請負契約（社会資本整備総合交付金事業（27-A121）第2岩崎隧道補修工事）の締結について」の議決の一部変更についてであります。

本案は、同請負契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

平成28年度南大隅町議会定例会11月会議において議決された議案第27号の契約の締結に係る議決内容のうち、契約金額1億7千6百4万円を、2億1千60万6千円に変更するものでございます。

よろしくご審議ご決定くださいますよう、お願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから議案第1号「請負契約（社会資本整備総合交付金事業（27-A121）第2岩崎隧道補修工事）の締結について」の、議決の一部変更についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第1号「請負契約（社会資本整備総合交付金事業（27-A121）第2岩崎隧道補修工事）の締結について」の議決の一部変更については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第12 議案第2号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第12 議案第2号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第2号は、平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千8百70万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、65億4千2万9千円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正では、歳出予算に佐多岬ふれあいセンターの指定管理委託料を計上し、既定予算の減額を行い、歳入予算では、ふれあいセンター使用料の減額を行い財政調整基金繰入金により予算調整を行ったものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第2号 一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案第2号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第1号）

平成29年度 南大隅町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千8百70万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4千2万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございますが、佐多岬ふれあいセンター管理委託料
期間 平成30年度から平成31年度までの2年間。

限度額は1千万円でございます。

7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、佐多岬ふれあいセンター指定管理委託に伴い、13款 使用料及び手数料 1項 使用料 3目 商工使用料を、3千80万7千円減額し、18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金 1千2百10万4千円 増額計上するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

6款 商工費 1項 商工費 4目 観光施設費に、佐多岬ふれあいセンター指定管理委託に係る5百万円を計上し、併せて、5目 佐多岬ふれあいセンター管理費について、指定管理委託に伴う不用額2千3百70万3千円を減額計上するものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第13 議案第3号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第13 議案第3号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第3号は、南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本案は、南大隅町佐多岬ふれあいセンターの管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法 第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1 施設の名称は、南大隅町佐多岬ふれあいセンター

2 指定管理者となる団体は、

住所 東京都港区新橋2丁目7番6号

名称 株式会社アイエス・フィールド

代表者は、代表取締役 嶋田 豪 氏でございます。

3、指定の期間は、平成29年6月1日から平成32年3月31日までの2年10か月であります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから議案第3号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第3号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

14：11
～
14：12

（下園税務課長退席）

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

▼ 日程第14 同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件

議長（大村明雄君）

日程第14 同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を議題とします。
提出者の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

同意第1号は、南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件についてであります。

本案は、本町の固定資産評価員に「南大隅町根占辺田3758番地2 下園 敬二」氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のうえ、同意くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに、賛成の方は起立願います。

起立多数（全員起立）

議長（大村明雄君）

はい、起立多数です。

したがって同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

14:11

(下園税務課長入場)

～

14:12

(地方自治法 第117条 議員の除斥 日高議員 退場)

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

▼ 日程第15 同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件

議長（大村明雄君）

日程第15 同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。
提出者の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

同意第2号は、監査委員の選任について同意を求める件についてであります。
本町の監査委員に、南大隅町佐多馬籠935番地「日高 孝壽」氏を選任したいので、
地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
なにとぞご審議の上、ご同意下さるようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件を採決します。
この採決は起立によって行います。
本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起立多数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

休憩します。

14：11

～

14：12

（ 日高議員入場 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

▼ 日程第16 議員派遣の件

議長（大村明雄君）

日程第16 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりだと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議がありませんのでそのように決定いたします。

お諮りします。

ただいま議決されました議案の条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって条項・字句・数字・その他整理は、議長に委任することに決定しました。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で本日の日程は、全部終了しました。

平成29年度南大隅町議会定例会4月会議を散会します。

散会　：　平成29年　4月　27日　午後　2時17分